



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年2月25日金曜日 第285号

◇ 目 次 ◇

基本測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	66
公共測量の実施の通知.....	(").....	66
公共測量の終了の通知.....	(").....	66
落札者等の告示.....	(会計課).....	66
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課).....	67
土地改良区役員就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	67
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(").....	67
道路の区域変更(県道中島環状線).....	(中予地方局管理課).....	67
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	67
道路の供用開始(").....	(").....	68
医師の指定.....	(福祉総合支援センター).....	68
指定医師の所在地の変更.....	(").....	68
指定医師の辞退の届出.....	(").....	68

公 告

愛媛県議会用タブレット端末の借入れ.....	(議会議務局).....	69
------------------------	--------------	----

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局).....	69
財政援助団体等監査結果の公表(3件).....	(").....	70

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第161号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(時空間変位確定測量)
- 2 作業期間 令和4年1月1日から
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第162号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

○愛媛県告示第164号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年2月25日

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和4年1月17日から
令和4年3月18日まで
- 3 作業地域 大洲市柚木

○愛媛県告示第163号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年10月20日から
令和3年12月20日まで
- 3 作業地域 八幡浜市愛宕山地区

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
券売機一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年2月8日	ローレルバンクマシン株式会社 松山営業所 愛媛県松山市南斎院町80-1	32,450,000円	一般競争入札	令和3年12月28日

○愛媛県告示第165号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-29)第326号	平成29年8月17日	三共建設産業(株)	吉川 誠治	西条市玉津263-2	令和4年1月5日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-31)第15537号	平成31年4月26日	信和建設	濱本 真司	越智郡上島町岩城5936	令和4年1月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第10592号	平成29年8月2日	阿部庭石	阿部 和文	今治市古国分2-2-40	令和4年1月17日	土木工事業 石工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第773号	平成29年4月9日	大澤建設工業(株)	大沢美都子	今治市国分5-2-57	令和4年1月26日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-30)第15406号	平成30年9月19日	スカイテクノエンジニア(株)	川又 潤一	新居浜市黒島1-6-57	令和4年1月27日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年2月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	寺本勝志	松山市下伊台町808

○愛媛県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市泊土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年2月17日認可した。

令和4年2月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中島環状線	松山市神浦3121番1	旧	メートル 13.4~24.7	キロメートル 0.027	
			新	14.8~32.3	0.027	

○愛媛県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲705番1から 同町穂積乙314番8まで	旧	メートル 5.0~8.9	キロメートル 0.177	
			新	7.4~52.2	0.177	

○愛媛県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲705番1から 同町穂積乙314番8まで	令和4年2月25日

○愛媛県告示第171号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢 体 不 自 由	内 科	社会医療法人真泉会 今治第一病院	寺 内 靖 順	今治市宮下町一丁目1番21号	令和 4年2月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・ そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人ムラシマ耳 鼻咽喉科	村 嶋 智 明	今治市松本町一丁目7番地14	令和 4年2月1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	檜 垣 知 秀	東温市志津川	令和 4年2月1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	薦 田 宗 則	東温市志津川	令和 4年2月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	医療法人徳洲会宇和 島徳洲会病院	小 川 由 英	宇和島市住吉二丁目6番24号	令和 4年2月1日

○愛媛県告示第172号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
阿 部 康 範	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	一般財団法人積善会十全総合 病院	新居浜市北新町1番5号	令和4年 1月1日
河 内 和 誉	一般財団法人積善会十全総合 病院	新居浜市北新町1番5号	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	令和4年 1月1日
濱 田 智 子	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366番地	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	令和4年 1月1日

○愛媛県告示第173号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年2月25日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内科	社会医療法人石川記念会HITO病院	京樂格	四国中央市上分町788番地1	令和4年1月20日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月25日

愛媛県議会事務局長 馬 越 祐 希

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県議会用タブレット端末の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県議会用タブレット端末 一式

(使用にあたり必要な付属品、ソフトウェア、設定、運搬、搬入、調整、説明、研修、保守等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年6月1日から令和8年5月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県議会議事堂(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和3年度及び令和4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書に示す要求仕様の全てを確実に履行できることを証明したものであること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県議会事務局総務課庶務係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2836

(2) 入札書の受領期限

令和4年4月7日(木)午後1時30分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年4月7日(木)午後1時30分

愛媛県議会議事堂4階 観光スポーツ文教警察委員会室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年3月23日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県議会事務局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県議会事務局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: For Ehime Prefectural Assembly Use Tablet, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 7 April 2022

(3) For further information, please contact: General Affairs Division, Ehime Prefectural Assembly Secretariat, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2836

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年2月25日

愛媛県監査委員 永井一平
 同 森高康行
 同 高橋正浩
 同 毛利修三

監査対象機関	監査年月日
公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター	令和2年12月21日
(監査の結果)	
令和元年度決算において、決算書類と会計帳簿の額に差異が生じており、公益法人会計基準等に基づく会計処理が適切でないものがあった。	
(措置の内容)	
<p>公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター（以下、「センター」という。）にあっては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の成立に伴い、官民一体となって地域・職域から暴力団を追放し、安全で平穏な県民生活を維持するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として設立され、その後、公益財団法人に移行した団体である。</p> <p>センターの公益法人会計に係る財務諸表等については、公益法人会計基準やセンターが選任している公認会計士による指導に基づき作成しており、また、センターの定款に基づく承認手続きや、センターの所管庁である警察本部組織犯罪対策課による立入検査も都度実施するなど、適正な会計処理に努めていたものである。</p> <p>しかしながら、平成31年3月末に、センターが経理に使用する会計ソフトを新規導入した際、決算書類と会計帳簿において、そのデータ移行の不具合が要因と推測される減価償却費に関する数値の差異が生じていた。</p> <p>そのため、減価償却費の精算方法を改善するとともに、帳簿書類の突合及び整合性の確認を確実に実施し、今後更なる適正な会計処理に努めることとした。</p>	

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

愛媛県監査委員 永井一平
 同 森高康行
 同 高橋正浩
 同 毛利修三

監査対象機関	監査年月日
愛媛地方税滞納整理機構	令和3年12月22日
愛媛県競技力向上対策本部	"
四国観光立県推進愛媛協議会	"
松山空港利用促進協議会	"
愛媛県商工会連合会	"
えひめ愛フード推進機構	"
愛媛県林材業振興会議	"
愛媛県漁業協同組合	"
公益財団法人愛媛の森林基金	"

(監査の基準)

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

(監査の種類)

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

(監査の着眼点)

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

(監査の実施内容)

令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記9団体に対して監査を実施した。

(監査の結果)

令和2年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事業主体	補助金等の名称	補助対象事業等	補助対象事業費等	補助金額等
愛媛地方税滞納整理機構	令和2年度愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金	愛媛地方税滞納整理機構運営費	104,374,000円	9,800,000円
愛媛県競技力向上対策本部	令和2年度えひめ愛顔のジュニアアスリート等発掘及び育成	ジュニアアスリート等の発掘及び育成	44,104,000円	44,104,000円
"	令和2年度愛媛県競技力向上対策本部負担金	競技力向上各種施策	387,350,000円	387,350,000円
四国観光立県推進愛媛協議会	令和2年度四国観光立県推進愛媛協議会負担金	愛媛県の観光推進事業	949,086,596円	936,176,000円
松山空港利用促進協議会	令和2年度松山空港利用促進協議会負担金	空港利用啓発事業	78,034,620円	50,705,000円
"	"	国際線利用促進事業	103,613,768円	22,806,000円
愛媛県商工会連合会	令和2年度小規模事業経営支援事業費補助金	経営改善普及事業等（特別会計）	839,697,088円	685,582,171円
"	"	経営改善普及事業等（一般会計）	119,669,771円	105,268,051円
えひめ愛フード推進機構	令和2年度えひめ愛フード推進機構負担金	県産農林水産物の販売拡大及び地産地消の推進	132,398,956円	96,364,000円
愛媛県林材業振興会議	令和2年度えひめ材住宅普及啓発事業費補助金	えひめ材の家づくり促進事業等	75,953,398円	72,177,000円
愛媛県漁業協同組合	令和2年度県1漁協業務効率化推進事業費補助金	会計システム機器等の整備・導入経費	30,299,000円	10,099,000円
公益財団法人愛媛の森林基金	令和2年度造林事業補助金	特定森林再生事業（森林緊急造成）	9,787,310円	1,957,462円
"	令和2年度未整備森林再生事業費補助金	下刈り	9,491,700円	3,586,000円

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

愛媛県監査委員 永 井 一 平
 同 森 高 康 行
 同 高 橋 正 浩
 同 毛 利 修 三

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
南レク株式会社	設立 昭和48年6月14日 資本金額 400,000,000円 県出資額 106,933,333円	令和3年12月21日
公益財団法人 愛媛県スポーツ振 興事業団	設立 昭和49年12月25日 基本金額 750,203,544円 県出捐額 500,000,000円	"
松山空港ビル株式 会社	設立 昭和53年11月1日 資本金額 1,125,000,000円 県出資額 300,000,000円	"
松山観光港ターミ ナル株式会社	設立 平成10年4月23日 資本金額 600,000,000円 県出資額 256,000,000円	令和3年12月22日
愛媛エフ・エー・ ゼット株式会社	設立 平成5年4月30日 資本金額 3,427,000,000円 県出資額 936,000,000円	"
公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財 センター	設立 昭和52年6月9日 基本金額 5,000,000円 県出捐額 5,000,000円	"
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成4年4月24日 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	"
公益財団法人 愛媛の森林基金	設立 昭和61年5月10日 基本金額 1,051,130,000円 県出捐額 400,000,000円	"

（監査の基準）

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

（監査の種類）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

（監査の着眼点）

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

（監査の実施内容）

令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記8団体に対して監査を実施した。

（監査の結果）

令和2年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

愛媛県監査委員 永 井 一 平
 同 森 高 康 行
 同 高 橋 正 浩
 同 毛 利 修 三

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
南レク株式会社		令和3年12月21日
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団		"
松山観光港ターミナル株式会社		令和3年12月22日
愛媛エフ・エー・ゼット株式会社		"
株式会社レスバスコーポレーション		"

（監査の基準）		
愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。		
（監査の種類）		
地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査		
（監査の着眼点）		
監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。		
（監査の実施内容）		
令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記5団体に対して監査を実施した。		
（監査の結果）		
令和2年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		
公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
南レク株式会社	南予レクリエーション都市公園	364,119,383円
公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	愛媛県総合運動公園	206,726,000円
"	愛媛県武道館	203,005,023円
松山観光港ターミナル株式会社	松山観光港ターミナル	30,978,000円

愛媛エフ・エー・ゼット株式会社	愛媛国際貿易センター	173,809,000円
株式会社 レスバスコーポレーション	愛媛県生涯学習センター及び びえひめ青少年ふれあいセンター	195,791,691円